

長野県中学校体育連盟会長  
長野県高等学校体育連盟会長 様  
長野県高等学校野球連盟会長

長野県教育委員会事務局  
スポーツ課長

感染警戒レベル 5 圏域における大会開催等に係る感染症対策について（依頼）

日頃から、本県の学校体育の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策について、生徒の安全安心な活動のために万全な取組をしていただいているところですが、本県において、新規陽性者数の急速な増加には歯止めがかかりつつあるものの、変異株による陽性者数が増加しており、今後の県内の感染拡大に警戒が必要な状況であります。

これらを踏まえ、感染警戒レベル 5 の圏域で開催される大会の感染症対策について、現状されている取組を徹底していただくほか、下記の点に改めてご留意いただくなど、さらなる強化を図っていただきますようお願い申し上げます。

記

1 会場における換気・消毒等の徹底について

- ・室内施設の定期的な換気その他、送風機等で気流を作り滞留させないなどの徹底
- ・更衣室、トイレ等の共用場所のドアノブ等人の頻繁にさわる場所の消毒の徹底及びペーパータオル、液体せっけん、消毒用アルコールの十分な設置等
- ・移動などの貸切バス利用時の換気の徹底

2 会場内の密集を避ける対策

- ・室内会場は出入口の分離など動線の工夫。
- ・会場(コート内)には試合該当チームのみの入場とするなど最小限とする。

担当 スポーツ課 学校体育係  
(課長) 北島 隆英 (担当) 小林 秀樹  
電話 026-235-7448 (直通) 内線 4465  
FAX 026-235-7476  
E-mail sports-ka@pref.nagano.lg.jp

# 新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校運営ガイドライン

令和2年11月24日  
(令和3年5月6日改定)  
長野県教育委員会

県立学校における教育活動については、「県立学校運営ガイドライン」により、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、実施してきたところである。

しかしながら、県内においても、変異株の陽性者が増加しており、児童生徒にも感染しやすい可能性が指摘されており、改めて本ガイドラインにより基本的な感染症対策を徹底するとともに、県の感染警戒レベルに合わせた感染症対策を実施し、児童生徒への感染リスクを低減させ、教育活動を進めるものとする。

なお、本ガイドラインは、今後の状況の変化に応じて必要な見直しを行う。

## 1 教育環境の確保について（別紙1参照）

### (1) 基本的な感染症対策の徹底

- ① 家庭と連携した朝晩の検温及び風邪症状の確認（同居家族の体調確認等を含む）
- ② こまめな手洗い（外から教室に入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、昼食の前後、掃除の後、トイレの後、共有のものを触ったときなど）
- ③ 多くの児童生徒が触れる場所や共用の教材、教具、情報機器などの消毒
- ④ マスクの着用（健康被害が発生する可能性が高い場合を除く）
- ⑤ 「三つの密」の回避

・換気は、少なくとも30分に1回、窓を開けて行う。可能であれば常時窓を開ける。  
(空調使用時も換気が必要)

・身体的距離の確保

座席の配置は、児童生徒の間にできるだけ2メートル（最低1メートル）の距離を確保し、対面としない。

(身体的距離を確保するための工夫例)

例えば、座席をそのままにして市松模様状に座る、あるいは、机、椅子を窓際や壁際に寄せたり、列の数を調整したり、荷物用のロッカー等を教室外に移動させることで、1メートル以上の身体的距離を保つ。

### (2) 気候に応じた留意事項

#### ① 夏期のマスクの着用

・夏期の気温・湿度が高い場合には、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、適宜マスクを外すなど、熱中症への対応を優先する。

#### ② 寒冷時の換気等の工夫

・室温が下がらない程度に、窓を少し開ける。(室温は18℃以上を目安)

・適度な湿度(40%以上を目安)を保つよう工夫する。加湿器や教室内の蒸発皿の設置、清潔な濡れたタオルを干すなどにより湿度を上げる。

### (3) 通学における配慮

- ① 公共交通機関を利用した通学については、できるだけ徒歩や自転車等を併用
- ② 電車・バス内では、マスクを着用するとともに、他の乗客との身体的距離を保ち、会話は控えるなどの乗車マナーを徹底

## 2 各教科等の指導における感染症対策について

各教科等の指導については、以下の点に留意して実施する。

- (1) 児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」については、可能なものは避け、一定の距離を保ち、回数や時間を絞るなどして実施する。
- (2) 複数の児童生徒が共用で教具（実験器具、体育器具、用具等）を使用する場合、適切な消毒、手洗いの徹底を行う。また、可能な限り一人一つずつ教具の準備を行う。
- (3) 探究学習におけるフィールドワーク等、外部の方と接する場合、電話やFAX、Web会議システム等も活用する。

## 3 学びの保障について

- (1) 新学習指導要領の趣旨にのっとり、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成できるよう、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に努めるとともに、学校の授業と家庭学習両面の工夫・改善を図り、児童生徒の学びを保障する。
- (2) 感染拡大により休業又は分散登校が必要となった場合には、児童生徒の学びを保障するため、各校において作成した「学びの継続計画」等に基づいて対応する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策のためやむを得ず登校できない以下の場合にあっては、登校できなかった日数を「欠席日数」としては扱わない（指導要録上は「出席停止・忌引等の日数」とともに、当該児童生徒に対しては遠隔学習により学びを保障する。
  - ・児童生徒の感染が判明した場合又は児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
  - ・児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合
  - ・児童生徒の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合
  - ・児童生徒の同居の家族が濃厚接触者となった場合
  - ・医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒について、主治医の見解を保護者に確認などした上で、校長が登校すべきでない判断した場合
  - ・児童生徒や保護者が、登校について不安を持ち、保護者の判断により児童生徒が登校を見合わせた場合において、校長が出席しなくてよいと認めた場合

## 4 学校行事等の実施について

- (1) 学校行事は、児童生徒の学校生活に潤いを与え、秩序と変化をもたらすものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しながら、感染拡大防止対策を講じた上で可能な限り実施する。
- (2) なお、感染拡大防止のための措置を講じても、安全な実施が困難であると考えられる場合は、中止又は延期する。

## 5 部活動について（別紙2参照）

- (1) 部活動の実施にあたっては、可能な限り感染症対策を行った上で、「長野県高等学校の運動部活動方針」、「長野県高等学校の文化部活動方針」および各校で策定した「部活動方針」により行う。
- (2) 感染状況等により、臨時休業になった場合、部活動は行わない。
- (3) 特に、児童生徒が密集する活動や、児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、地域の感染状況に応じ、実施は慎重に検討する。

## 6 児童生徒の心のケア等について

すべての児童生徒が、表面上は元気そうに見えても、新型コロナウイルス感染症に伴う心理的な影響を受けていることが考えられる。

このため、以下のとおり児童生徒の心のケア等を行う。

- (1) スクールカウンセラー等との連携による児童生徒への支援  
担任等が定期的に児童生徒と面談等を行うなどにより状況を把握し、必要に応じて学校とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、不安を抱える児童生徒に対して、家庭も含めた必要な支援を実施
- (2) 相談窓口の周知  
LINE相談「ひとりで悩まないで@長野」（毎週水曜日）や学校生活相談センターなどの相談窓口を児童生徒に周知する。
- (3) やむを得ず登校できない児童生徒に対する支援
  - ・家庭訪問や電話連絡等により状況を把握し、個に応じた丁寧な支援を実施
  - ・スクールカウンセラーによるオンラインカウンセリング等を実施
- (4) 新型コロナウイルス感染症に係るいじめや偏見の未然防止
  - ・児童生徒のための新型コロナ差別・偏見等相談専用ダイヤルの設置
  - ・人権教育の推進
  - ・指導資料を活用した啓発

（参考：心の支援課「差別・偏見の心をもたないために」、文部科学省啓発動画など）
- (5) 感染が確認された学校への支援
  - ・学校からの要請に応じ、養護教諭・スクールカウンセラー・指導主事等で構成するサポートチームを派遣
  - ・学級担任等が児童生徒の心の健康状態を把握し差別や偏見を未然に防ぐため、面接等で活用できる「聴き取り票」を配付（令和2年9月14日付け心の支援課長通知参照）

## 7 特別支援学校における配慮について（別紙3参照）

特別支援学校については、支援・指導の際に接触が避けられないことや、重篤化する基礎疾患等を有する児童生徒が多いこと、多くの児童生徒がスクールバスや寄宿舎を利用していること等を踏まえた感染予防対策を講じた上で、一人ひとりの状況に配慮して教育活動を進める。

## 8 県の感染警戒レベルに対応した感染症対策について

### (1) 考え方

- ・県の感染警戒レベルが5以下の場合、児童生徒の学びの保障や心身への影響、社会的影響の観点から、地域一斉の臨時休業又は分散登校は、原則実施しないこととする。
- ・県の感染警戒レベルが4以下の地域等においては、本ガイドラインの感染症対策を徹底して感染リスクを低減させる。
- ・県の感染警戒レベルが5の地域については、本ガイドラインの感染症対策に加えて、下記(2)の対策を行う。  
なお、この他さらに追加の対策を行う必要がある場合においては、別途通知することとする。

### (2) 県の感染警戒レベル5の地域における感染症対策

- ① 各教科等の指導において、感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は行わない。

#### (例)

- ・各教科等に共通する活動として、児童生徒が長時間近距離で対面形式となるグループワークや、近距離で一斉に大きな声で話す活動
- ・音楽における、室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏
- ・家庭、技術・家庭における、児童生徒同士が近距離で活動する調理実習
- ・体育、保健体育における、児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動

- ② 学校行事等の実施にあたっては、前記4(2)の対応を基本とする。

- ③ 部活動については、以下のとおり行う。

- ・1日の活動時間を短縮する。(2時間程度)
- ・前記①の例で示した活動は行わない。ただし、公式大会(※)出場予定者等は、傷害・事故防止、技能の維持の観点から最小限の活動は認める。
- ・学校が独自に行う練習試合、合宿等を行わない。
- ・部活動終了後に、生徒同士で会食を控えるよう特に指導を徹底する。

(※)高体連、高野連、高文連、中央競技団体等が主催する県大会、ブロック大会(北信越大会等)、全国大会

## 部活動について

### 1 基本的な考え方

- (1) 部活動の実施にあたっては、可能な限り感染症対策を行った上で、「長野県高等学校の運動部活動方針」、「長野県高等学校の文化部活動方針」および各校で策定した「部活動方針」により行う。
- (2) 感染状況等により、臨時休業となった場合、部活動は行わない。

### 2 感染症対策の徹底

#### (1) 全般に係ることについて

- ① 部活動の参加については、児童生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加の強制とされないように十分に配慮する。
- ② 児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
- ③ 活動前後の手洗い及び咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。

#### (2) 感染リスクに十分配慮しなければならない活動等について

- ① 児童生徒が密集する活動や、児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、地域の感染状況に応じ、実施は慎重に検討する。
- ② 各競技や各部門等において特性に応じたガイドラインが中央競技団体、中央文化団体等から示されている場合は、それに従って活動する。

#### (3) 部活動で使用する用具等の扱いについて

部活動で使用する用具等（ボール、ビブス、トレーニング器具、楽器、実験器具等）については、使用前後に消毒を行うとともに、児童生徒間で不必要に使い回しをしない。特に、飲料用ボトルの共用はしない。また、児童生徒は、用具等の使用前後に手洗い、消毒等をする。

#### (4) 活動場所、部室、更衣室等の使用について

- ① 体育館・柔剣道場・音楽室・教室等の屋内で活動する際には、その場所のドアは広く開け、常時2方向の窓を同時に開けて換気を行う。困難な場合には、こまめに換気をする。また、屋内においては長時間の活動を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数の利用とし、多数の児童生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- ② 部室や更衣室等の利用に当たっては、少人数で短時間の利用とし、「三つの密」を避けることに留意する。更衣後は、ドアを開放して換気する。

#### (5) 各種大会、練習試合、合同練習会、遠征、合宿等の参加について

- ① 相手校が所在する地域の感染状況、感染症対策等を確認した上で、実施の必要性も含め、実施校の学校長が判断する。
- ② 宿泊を伴う活動については、宿泊先等の地域の感染状況等を踏まえた上で、宿泊、合宿等に係る次の各種のガイドライン等（改正された場合は、改正後による）を参考に、十分に感染症対策を講じることや、講じられていることを確認し、学校長の判断で宿泊を可能とする。

○学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル  
～「学校の新しい生活様式」～ (2021年4月26日 Ver.6) 文部科学省

- 旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第4版） 2021年1月29日一般社団法人日本旅行業協会
- 新型コロナウイルス感染症対策長野県学習旅行(合宿)サポートガイド(第1版) 2020年8月 一般社団法人長野県観光機構
- 新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック（宿泊施設用）第4版 2020年11月長野県
- 新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック（宿泊施設用）別冊 2020年11月17日長野県

③ 上記①、②のほか、以下に留意すること

- ア 宿泊人数をエントリーメンバーに限るなど、宿泊人数を最小限とすること。
- イ 宿泊日数が最小限となるよう行動計画を作成すること。
- ウ 宿泊先では、不要不急の外出を控えるなど、感染リスクを避ける行動を心掛けること。
- エ 大会主催者等が示す新型コロナウイルス感染防止対策等を遵守すること。
- オ 移動にあたっては、貸し切りバスを利用するなど、不特定多数の人との接触を避けるよう移動手段の工夫をすること。

(6) その他

運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取り扱いに準じる。

## 部活動における感染リスクが高い・低い運動の具体例

スポーツ課

## ○ 部活動の具体例

	感染リスクが高い活動 (近距離で組合ったり接触したりする運動)	感染リスクが低い運動
柔道	・相手と組む練習(乱取り(立技・寝技)) ・試合形式の練習	・受け身 ・一人打ち込み(投げ技の練習) 等
剣道	・向き合い発声しての素振り ・相手への打ち込み ・試合形式の練習(大会では面マスク、面シールドの着用の義務化)	・素振り(向き合わず、同じ方向を向く) ・発声をしない素振り
空手道	・相手がいる組手の練習 ・試合形式の練習	・構えなど基本動作の訓練 ・人との距離を取って正拳突き、手刀打ち等の練習 ・形の練習(鏡と向き合う等)
ラグビーフットボール	・スクラムを組む練習 ・相手へのタックル ・試合形式の練習	・距離を取って行うパス ・サンドバックへのタックルの練習
バスケットボール	・マンツーマンディフェンスの練習 ・試合形式(3対3、5対5)の練習	・一人ドリブルの練習 ・距離を取ってのパスやシュート練習
バレーボール	・狭い範囲でのゲーム練習 ・ネット際で大声を発声、仲間とのハイタッチ	・壁に向かってのパスやサーブ練習 ・距離を取ってのレシーブ、スパイク練習
サッカー	・1対1の攻防練習 ・攻守が入り混じった試合形式の練習	・一人ドリブルの練習 ・距離を取ってのパスやシュート練習
共通	・近距離で組み体と体が接触する運動 ・近距離で大声を発声する	・準備体操(ストレッチ) ・ランニング ・筋カトレーニング 等

## ○ 授業で行う運動例

単元	感染リスクが高い運動	感染リスクが低い運動
陸上運動		短距離走、ハードル走、走り幅跳び
体づくり	ペアで行うストレッチ、複数人で行う体ほぐし運動	1人ストレッチ、なわとび、トレーニング
ダンス	フォークダンス	現代的なリズムのダンス
器械体操	マット運動、跳び箱	平均台、鉄棒(こまめな消毒)
球技		ソフトボール、バレー、バトミントン
武道	柔道(試合、組む練習) 剣道(防具の共有による試合、発生)	柔道(受け身等の個人練習) 剣道(防具なし、発生なしでの練習)
水泳	更衣時の密集	密集しないで行う水中での運動

※リスクが高い運動・・・用具の共有、接触がある、密になりやすい  
リスクが低い運動・・・上記の条件が回避できる運動